

特定化学物質障害予防規則の改正の概要

インジウム化合物、コバルト及びその無機化合物、エチルベンゼンが平成 24 年 9 月 20 日付改正労働安全衛生法施行令により新たに特定化学物質第 2 類物質に加わりました。

インジウム化合物、コバルト及びその無機化合物については、動物実験の結果発がん性のおそれがあるなど慢性障害のリスクが高いと確認されましたが、大量漏えいによる急性中毒のリスクは低いものであることから「管理第 2 類物質」とされています。

また、エチルベンゼンについてはヒトに対する発がん性のおそれが指摘されている物質ですが、有機溶剤として使用される実態があるため、一部有機溶剤中毒予防規則を準用する新たな類型に規定されました。

なお、今回の改正ではエチレンオキシド、酸化プロピレンの 2 物質がホルムアルデヒドに引き続き燻蒸作業対象物質となっています。

この改正は「有害物ばく露作業報告制度」の報告に基づき国がリスク評価を実施し、労働者の重い健康障害発症を防止するために規制が必要とされたものです。従って、国のリスク評価結果でリスクが高くない場合は適用から除外されます。

例えば、金属インジウムに関しては、現時点では有害性等に十分な知見が得られていないという理由で、今回の規制対象範囲から外れました。

また、国が行ったリスク評価の結果、コバルト等又はエチルベンゼン等の労働者へのばく露の程度が低く労働者の健康障害の恐れが低いと判断された次の業務については、作業

主任者の選任・作業環境測定・特殊健康診断の規定及び特化則の規定の適用が除外されました。

① エチルベンゼン塗装業務以外の、エチルベンゼン等を製造し、又は取り扱う業務。

② コバルト等を触媒として取り扱う業務。
なお、インジウム化合物等及びコバルト等の粉じん等に、労働者の身体がばく露する恐れがない作業^注は、作業主任者の選任や健康診断・環境測定の規定対象には含まれません。

注)

(ア)インジウム化合物等を電極とする液晶パネルを用いて電機製品を組み立てる作業

(イ)コバルトを含有する合金をプレス成型(打ち抜きを除く)する作業、加熱せずに行う圧延の作業、成型したものを単に組み立てる作業

(ウ)コバルトを含有する合金を素材とする工具を通常的使用方法により用いて、他の金属等の加工等を行う作業

(エ)塩化コバルトを紙製のカードやシリカゲルに含浸させて乾燥させた製品を湿度検知のために使用する作業。

特筆すべきことは、エチルベンゼン塗装業務で必要な特定化学物質作業主任者は、有機溶剤作業主任者の有資格者から選任しなくてはならないことです。

さらに、エチルベンゼンは生殖毒性があることから、女性就業制限対象物質にも追加規制されていることも注視が必要でしょう。

なお、一部の規制には経過措置がありますが、平成 25 年 1 月 1 日から施行・適用されます。

では、具体的にどのような職場のどのよう

な製造・取扱い作業が該当するようになるのでしょうか。以下に物質毎にその関係製品例を挙げてみましたので、現場調査を行う時にご参照下さい。

インジウム関係(ただし、合金は適用外です。)

鉛フリーハンダ。液晶ディスプレイや薄型テレビ。プラズマディスプレイやタッチパネル。電子インク。有機EL。太陽電池。帯電防止剤。電磁波シールド材料。光学コーティング剤。赤外線反射材として建築物や自動車、ナトリウムランプのガラスなど。ガスセンサーや反射防止膜。表面処理剤。半導体レーザー。

コバルト関係(ただし、有機化合物は適用外)

磁性材料。特殊鋼。超硬工具。触媒。陶磁器の顔料。リチウムイオン2次電池の電極。歯科用合金。銅合金。インコネル(ニッケル基の超合金)。コバル (鉄にニッケル、コバルトを配合した合金)。プレス、鍛造の金型。高速度鋼(ハイス鋼)

エチルベンゼン関係(ただし塗装作業以外は適用外)

スチレンモノマーの中間原料。有機合成。溶剤。希釈剤。キシレン含有塗料。工業用キシレン。インキ、接着剤の溶媒。ガソリン、灯油、軽油。

新たに規制対象となった物質は、ともにがん原性物質またはその疑いのある物質であるため、特別管理物質とされ、名称、注意事項などの掲示(特化則第38条の3)や、空气中濃度の測定結果と労働者の作業や健康診断の記録を30年間保存すること(特化則第38条の4)が規定されます。

また、エチルベンゼンに関しては、1%を超えるものと1%以下のもの、また他の有機溶剤と混合されていて5%を超えているものと5%以下のものでは、規制対象の有

無、及び作業環境測定の結果等の保存期間、評価方法も異なります。

詳細をお知りになりたい場合は平成24年10月26日付け基発1026第6号雇児発1026第2号「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行について」を参照下さい。

なお、作業環境測定の実施義務についてご不明な点がございましたら、当法人労働衛生部作業環境課の担当者に何なりとお申し付け下さい。十分な説明をさせていただきます。